

## 健康サポートセンター介護福祉士実務者養成研修（昼間課程）学則

### （目的）

第1条 介護福祉士として介護サービスに従事しようとする者を対象とする。専門職としての基本姿勢、知識、技術等を修得させる。また医療職との連携のもと医療的ケアを安全かつ適切に行えるよう医療に関する知識や技術を修得することで広く社会福祉に貢献できる介護職を養成することを目的とする。

### （事業者の名称・所在地）

第2条 本研修は、次の事業者（以下、当社という。）が実施する。

株式会社健康サポートセンター

福岡県北九州市八幡西区浅川2丁目9-13

### （研修事業の名称）

第3条 研修事業の名称は次のとおりとする。

健康サポートセンター介護福祉士実務者養成研修

### （研修会場）

第4条 講義及び演習会場は、次のとおりとする。

（1）福岡県北九州市八幡西区折尾4丁目3-1

折尾研修センター 3階講義室、実技室

（2）福岡県北九州市八幡西区浅川2丁目9-13

株式会社健康サポートセンター「いづくしみ」 2階講義室、実技室

### （実施課程及び形式）

第5条 前条の目的を達成するために、次の研修事業(以下、研修という。)を実施する。

介護福祉士実務者養成研修

2 研修は通学形式とし、講義、演習、実技とする。

3 受講期間は原則として開講日から修了日までを6ヶ月間とする。

### （休業日）

第6条 休業日は次のとおりとする。ただし、特に必要と認める場合には、休業日を変更し又は臨時に休業を定めることができる。

（1）各開催時期の時間割に記載の通りとする

（2）年末年始 12月29日～1月3日

（3）非常災害、その他急迫の事情がある時は、臨時に授業を行わないことがある

(受講対象者)

第7条 受講の対象は下記の条件を満たす者とする。

- (1) 介護福祉士の資格取得を目指している者。
- (2) 男女を問わず、心身ともに健全である者。
- (3) 高等学校卒業もしくは同等以上の学力があると認められる者。
- (4) 福岡県及びその近郊に在住している者。

(入学時期)

第8条 入学の時期は各開催時期とする。

(定員)

第9条 受講定員は1講座あたり20名とする。

(受講料)

第10条 受講費用は次のとおりとする。

(消費税・検定料・教科書代含む)

受講予定者の有する資格	入学金	受講料	合計
無資格	10,800 円	108,000 円	118,800 円
ホームヘルパー2級資格	10,800 円	75,600 円	86,400 円
介護職員初任者研修	10,800 円	75,600 円	86,400 円
ホームヘルパー1級資格	10,800 円	64,800 円	75,600 円
介護職員基礎研修修了	10,800 円	23,760 円	34,560 円

(受講申込手続き)

第11条 受講申込の手続きは次のとおりとする。

- (1) 当社指定の申込用紙に必要事項を記載し、FAX、持参、郵送の3方法にてお申込み下さい。FAXにて申込みされた方は申込書の原本を開講初日に持参していただきます。
- (2) 先着順にて受講予定者を決定後、開講の1週間前に受講決定通知にて本人に通知する。
- (3) 受講決定通知を受け取った受講予定者は、指定の期日までに受講料を納入する。
- (4) 当社は受講料の納入を確認した後、開講日(オリエンテーション)に教材を配布する。

(受講申込締切)

第12条 申込締切日は定員になり次第締切りとする。

(受講の決定)

第 13 条 受講予定者が受講決定通知を受け取った後、受講料の納入の確認をもって受講の決定とする。

(受講の手続き)

第 14 条 受講料は受講決定通知が届いてから 1 週間以内に納入しなければならない。  
1 週間以内に納入が確認できない場合は、当社は受講辞退として取り扱うことができる。

(受講料の返還)

第 15 条 納入された受講料は原則として返還しない。ただし、受講申込締切日前に受講辞退の申し出があった場合は当社規定に従い返還することとする。その際の振込手数料は受講予定者負担とする。

辞退を申し出た日	返還額
受講申込締切日まで	受講料の全額
受講申込締切日翌日～開講 2 日前まで	受講料の半額
開講前日以降	なし

(受講生の本人確認)

第 16 条 受講生の本人確認は、以下の方法で行う。

- (1) 受講申込書に身分証明書の写しを添付し、受講申込書には受講生本人の顔写真を貼付する。
- (2) 受講生は開講初日に公的な身分証明書（運転免許証等）を持参し、事務職員が確認をする。
- (3) 通学日毎に、受講生は出席簿に押印する。

(研修カリキュラム)

第 17 条 研修を修了するために履修しなければならないカリキュラムは別紙のとおりとする。  
2 科目の免除は別紙の科目免除一覧表のとおりとする。

(教職員組織)

第 18 条 当科には専任教員 5 名置き、その内 1 名を教務主任とする。

- 2 介護職員実務者研修科の介護過程Ⅲを担当する教員を 5 名及び医療的ケアを担当する教員を 2 名置く。
- 3 その他教育に必要な教員を適宜置く。

(使用教材)

第 19 条 使用する教材は下記のとおりとする。

介護職員等実務者研修テキスト 1 巻～5 巻 (中央法規出版)

(在籍期限)

第 20 条 在籍期限は 2 年を超えることはできない。

(休学及び復学)

第 21 条 受講生が疾病、事故、その他やむを得ない事由によって休学しようとする者は、休学届にその他事由を明らかにする書類(診断書等)を添えて、校長の承認を受けなければならない。

2 休学の期間は最長 1 年までとし、これを超える場合は退学しなければならない。

3 第 1 項の規定により休学中の者が復学しようとする時は、事前に届け出て、休学の事由が解消されたことを校長が確認した時に復学することができる。

(賞罰)

第 22 条 受講中に問題行為のあった者は罰することがある。

(懲戒処分)

第 23 条 次の事由に該当する場合は退学とすることができる。

(1) 受講にあたって提出した書類の虚偽記載及び受講誓約書の内容に違反した者

(3) 学習意欲に欠け、修了の見込みがないと認められる者

(4) 学習態度が悪くカリキュラムの進行を妨げる者で、再三の指導にもかかわらずこれに従わない者。

(5) 面接授業において、遅刻・早退を繰り返す等出席不良の者。

(6) 在籍期限を超過した者

(7) その他当講座の受講生として著しく不適切な言動が認められる者

2 前項の事由によって、校長が退学処分を決定したものは、その決定に従うものとする。なお、受講料の未納金は退学の日までに全額を納入しなければならない。

(欠席者の取り扱い)

第 24 条 遅刻・早退に関しては理由の如何にかかわらず欠席扱いとする。

2 面接授業の一部を欠席した者で、やむを得ない事情があると認められる者については、次回以降の講座にて該当科目の補講を受けることができる。ただし、第 22 条に定める在籍期限を超過しないこととする。当社はあらかじめ補講候補日程を文書にて通知し、受講生はその通知に従って補講を受講しなければならない。

(補講について)

第 25 条 やむを得ない事情で面接授業の一部を欠席した場合は、補講（振替受講）を受けることによって、当該科目に出席したものとみなす。この場合、補講にかかる受講料は徴収しない。

(修了認定方法)

第 26 条 研修修了の認定方法については次のとおりとする。

指定されたカリキュラムを全て履修し、受講料等未納がない者に対し、講義、演習、実技共に総合的に評価し、判断する。不合格者については、再指導・再補講を実施し、再評価をする。評価基準は A：90 点以上、B：80～89 点、C：70～79 点、D：70 点未満の 4 段階で評価し、C 以上の評価の受講者が修了者として認められる。

(修了証明書等の交付)

第 27 条 修了を認定された者（第 25 条による）は、当社において修了証明書を交付する。

(修了証明書の再交付)

第 28 条 修了証明書の紛失等があった場合は、修了者の申し出により再交付を行うことができる。ただし再交付手数料として 3,000 円を申し受けるものとする。

(個人情報の保護)

第 29 条 当社が知り得た受講予定者および受講生に係る個人情報は当社の定める個人情報保護規定に基づき、適切に取り扱うこととする。

2 受講生は受講中に知り得た個人情報を他に口外してはならない。

(その他研修に係る留意事項)

第 30 条 天災その他やむを得ない事情により、研修の実施が困難と判断した場合には、研修の中止又は延期の措置をとることとする。この場合、新たな日程を設定するなど受講者の不利益にならないよう最善の措置を講じることとする。

(施行細則)

第 31 条 この学則に必要な細則並びに、この学則に定めのない事項で必要があると認められる時は、当社がこれを定める。

(附則)

第 32 条 この学則は、平成 26 年 4 月 1 日より施行する。

(附則) 事業者の名称、研修事業の名称、研修会場、授業料、教職員組織、使用教材、補講について、修了証明再交付変更による学則改正

第 32 条 この学則は、平成 28 年 10 月 1 日より施行する。

(附則) 研修会場変更による学則改正

第 32 条 この学則は、令和 1 年 6 月 5 日より施行する。

(附則) 教職員組織変更による学則改正

第 32 条 この学則は、令和 1 年 8 月 10 日より施行する。

(附則) 教職員組織変更による学則改正

第 32 条 この学則は、令和 2 年 1 月 10 日より施行する。

## 健康サポートセンター介護福祉士実務者養成研修（通信課程）学則

### （目的）

第1条 介護福祉士として介護サービスに従事しようとする者を対象とする。専門職としての基本姿勢、知識、技術等を修得させる。また医療職との連携のもと医療的ケアを安全かつ適切に行えるよう医療に関する知識や技術を修得することで広く社会福祉に貢献できる介護職を養成することを目的とする。

### （事業者の名称・所在地）

第2条 本研修は、次の事業者（以下、当社という。）が実施する。

株式会社健康サポートセンター

福岡県北九州市八幡西区浅川2丁目9-13

### （研修事業の名称）

第3条 研修事業の名称は次のとおりとする。

健康サポートセンター介護福祉士実務者養成研修

### （研修会場）

第4条 講義及び演習会場は、次のとおりとする。

（1）福岡県北九州市八幡西区折尾4丁目3-1

折尾研修センター 3階講義室、実技室

（2）福岡県北九州市八幡西区浅川2丁目9-13

株式会社健康サポートセンター「いづくしみ」 2階講義室、実技室

### （実施課程及び形式）

第5条 前条の目的を達成するために、次の研修事業(以下、研修という。)を実施する。

介護福祉士実務者養成研修

2 研修は通信形式を主体とし、一部面接授業を含むものとする。

3 受講期間は原則として開講日から修了日までを6ヶ月間とする。

### （休業日）

第6条 休業日は次のとおりとする。ただし、特に必要と認める場合には、休業日を変更し又は臨時に休業を定めることができる。

（1）各開催時期の時間割に記載の通りとする

（2）年末年始 12月29日～1月3日

（3）非常災害、その他急迫の事情がある時は、臨時に授業を行わないことがある

(受講対象者)

第7条 受講の対象は下記の条件を満たす者とする。

- (1) 介護福祉士の資格取得を目指している者。
- (2) 男女を問わず、心身ともに健全である者。
- (3) 高等学校卒業もしくは同等以上の学力があると認められる者。
- (4) 福岡県及びその近郊に在住している者。

(入学時期)

第8条 入学の時期は各開催時期とする。

(定員)

第9条 受講定員は1講座あたり20名とする。

(受講料)

第10条 受講費用は次のとおりとする。

(消費税・検定料・教科書代含む)

受講予定者の有する資格	入学金	受講料	合計
無資格	10,800 円	108,000 円	118,800 円
ホームヘルパー2級資格	10,800 円	75,600 円	86,400 円
介護職員初任者研修	10,800 円	75,600 円	86,400 円
ホームヘルパー1級資格	10,800 円	64,800 円	75,600 円
介護職員基礎研修修了	10,800 円	23,760 円	34,560 円

(受講申込手続き)

第11条 受講申込の手続きは次のとおりとする。

- (1) 当社指定の申込用紙に必要事項を記載し、FAX、持参、郵送の3方法にてお申込み下さい。FAXにて申込みされた方は申込書の原本を開講初日に持参していただきます。
- (2) 先着順にて受講予定者を決定後、開講の1週間前に受講決定通知にて本人に通知する。
- (3) 受講決定通知を受け取った受講予定者は、指定の期日までに受講料を納入する。
- (4) 当社は受講料の納入を確認した後、開講日(オリエンテーション)に教材一式を配布する。

(受講申込締切)

第12条 申込締切日は定員になり次第締切りとする。



(受講の決定)

第 13 条 受講予定者が受講決定通知を受け取った後、受講料の納入の確認をもって受講の決定とする。

(受講の手続き)

第 14 条 受講料は受講決定通知が届いてから 1 週間以内に納入しなければならない。  
1 週間以内に納入が確認できない場合は、当社は受講辞退として取り扱うことができる。

(受講料の返還)

第 15 条 納入された受講料は原則として返還しない。ただし、受講申込締切日前に受講辞退の申し出があった場合は当社規定に従い返還することとする。その際の振込手数料は受講予定者負担とする。

辞退を申し出た日	返還額
受講申込締切日まで	受講料の全額
受講申込締切日翌日～開講 2 日前まで	受講料の半額
開講前日以降	なし

(受講生の本人確認)

第 16 条 受講生の本人確認は、以下の方法で行う。

- (1) 受講申込書に身分証明書の写しを添付し、受講申込書には受講生本人の顔写真を貼付する。
- (2) 受講生は開講初日に公的な身分証明書（運転免許証等）を持参し、事務職員が確認をする。
- (3) 通学日毎に、受講生は出席簿に押印する。

(研修カリキュラム)

第 17 条 研修を修了するために履修しなければならないカリキュラムは別紙のとおりとする。  
2 科目の免除は別紙の科目免除一覧表のとおりとする。

(教職員組織)

第 18 条 当科には専任教員 5 名置き、その内 1 名を教務主任とする。  
2 介護職員実務者研修科の介護過程Ⅲを担当する教員を 5 名及び医療的ケアを担当する教員を 2 名置く。  
3 その他教育に必要な教員を適宜置く。

(使用教材)

第 19 条 使用する教材は下記のとおりとする。

介護職員等実務者研修テキスト 1 巻～ 5 巻 (中央法規出版)

(通信学習の実施方法)

第 20 条 通信学習の実施方法は下記のとおりとする。

(1) 学習方法

受講生はテキストに沿って自己学習し、当社の定める期日までに各科目毎にレポートを提出する。(提出方法は、持参もしくは郵送とする。但し郵送の場合、郵送料は本人負担とする。)

(2) 評価方法

各レポート評価は 70 点以上を合格とする。70 点未満の場合は再提出とし、合格するまで再提出する。

(3) 個別学習への対応

個別学習の際の質問に関しては、別紙の質問用紙にて受付し、担当講師が回答する。

(面接授業の実施方法)

第 21 条 面接授業は次の方法で実施する。

(1) 面接授業は指定された日に当社研修会場にて行う。出席を確認するため、受講者は印鑑を持参し、毎回出席簿に押印する。

(2) 面接授業に出席するためには、当社の定める期日までに通信学習を終了していることを条件とする。

(3) 面接授業を安全に行うにあたり、妊娠中の者、感染症に感染している者、又はその疑いがある者は受講できないこととし、授業の実施時期を変更する。

2 評価方法

面接授業の全日程に出席した者に対し、指導教員・事務職員の報告に基づき、その成績を評価する。

(在籍期限)

第 22 条 在籍期限は 2 年を超えることはできない。

(休学及び復学)

第 23 条 受講生が疾病、事故、その他やむを得ない事由によって休学しようとする者は、休学届にその他事由を明らかにする書類(診断書等)を添えて、校長の承認を受けなければならない。

2 休学の期間は最長 1 年までとし、これを超える場合は退学しなければならない。

3 第 1 項の規定により休学中の者が復学しようとする時は、事前に届け出て、休学の事由が解消されたことを校長が確認した時に復学することができる。

(賞罰)

第 24 条 受講中に問題行為のあった者は罰することがある。

(懲戒処分)

第 25 条 次の事由に該当する場合は退学とすることができる。

(1) 受講にあたって提出した書類の虚偽記載及び受講誓約書の内容に違反した者

(3) 学習意欲に欠け、修了の見込みがないと認められる者

(4) 学習態度が悪くカリキュラムの進行を妨げる者で、再三の指導にもかかわらずこれに従わない者。

(5) 面接授業において、遅刻・早退を繰り返す等出席不良の者。

(6) 在籍期限を超過した者

(7) その他当講座の受講生として著しく不適切な言動が認められる者

2 前項の事由によって、校長が退学処分を決定したものは、その決定に従うものとする。なお、受講料の未納金は退学の日までに全額を納入しなければならない。

(欠席者の取り扱い)

第 26 条 遅刻・早退に関しては理由の如何にかかわらず欠席扱いとする。

2 面接授業の一部を欠席した者で、やむを得ない事情があると認められる者については、次回以降の講座にて該当科目の補講を受けることができる。ただし、第 22 条に定める在籍期限を超過しないこととする。当社はあらかじめ補講候補日程を文書にて通知し、受講生はその通知に従って補講を受講しなければならない。

(補講について)

第 27 条 やむを得ない事情で面接授業の一部を欠席した場合は、補講（振替受講）を受けることによって、当該科目に出席したものとみなす。この場合、補講にかかる受講料は徴収しない。

(修了認定方法)

第 28 条 研修修了の認定方法については次のとおりとする。

指定されたカリキュラムを全て履修し、受講料等未納がない者に対し、科目ごとに①事前通信学習、②演習中レポート及び実技の習得状況・理解、③受講態度を総合的に評価し、判断する。評価基準はA：90点以上、B：80～89点、C：70～79点、D：70点未満の4段階で評価し、C以上の評価の受講者が修了者として認められる。

(修了証明書等の交付)

第 29 条 修了を認定された者（第 25 条による）は、当社において修了証明書を交付する。

(修了証明書の再交付)

第 30 条 修了証明書の紛失等があった場合は、修了者の申し出により再交付を行うことができる。ただし再交付手数料として 3,000 円を申し受けるものとする。

(個人情報の保護)

第 31 条 当社が知り得た受講予定者および受講生に係る個人情報は当社の定める個人情報保護規定に基づき、適切に取り扱うこととする。

2 受講生は受講中に知り得た個人情報を他に口外してはならない。

(その他研修に係る留意事項)

第 32 条 天災その他やむを得ない事情により、研修の実施が困難と判断した場合には、研修の中止又は延期の措置をとることとする。この場合、新たな日程を設定するなど受講者の不利益にならないよう最善の措置を講じることとする。

(施行細則)

第 33 条 この学則に必要な細則並びに、この学則に定めのない事項で必要があると認められる時は、当社がこれを定める。

(附則)

第 34 条 この学則は、平成 26 年 4 月 1 日より施行する。

(附則) 法人名・法人住所変更による学則改正

第 34 条 この学則は、平成 26 年 7 月 3 日より施行する。

(附則) 研修会場、授業料、教職員組織、使用教材、補講について、修了証明再交付変更による学則改正

第 34 条 この学則は、平成 28 年 7 月 15 日より施行する。

(附則) 事業者の名称、研修事業の名称、研修会場、授業料、教職員組織変更による学則改正

第 34 条 この学則は、平成 29 年 6 月 1 日より施行する。